

香美市国土調査法による地籍調査の成果の修正に関する事務取扱要綱

(目的)

第1条 この告示は、香美市（以下「市」という。）若しくは香美市の合併前の土佐山田町、香北町又は物部村（以下「合併前の町村」という。）が地籍調査の成果を登記所に送付した後において、当該成果に誤りが発見され、地方税法（昭和25年法律第226号）第381条第7項の規定に準じて修正の申出（以下「修正申出」という。）をする場合の処理方針及び取扱いに関し必要な事項を定めることとする。

(適用範囲)

第2条 この告示は、市又は合併前の町村が実施した地籍調査事業において、登記所の登記簿及び地図に誤りがあり、その原因が地籍調査の成果の誤りによると思われる場合に適用する。

(対象)

第3条 修正申出は、次に掲げる事項についてすることができる。この場合において、地籍図（不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項に規定する地図）及び地籍簿の誤りが明らかに調査時に市又は合併前の町村の錯誤であったと確認することができるものとする。

- (1) 筆界点間の結線錯誤による境界線の修正
- (2) 法定外公共用財産に関する調査錯誤による修正
- (3) 土地の表示の修正に関する事項
- (4) その他の修正

(修正申出の提出)

第4条 修正申出を行おうとする者（以下「申出者」という。）は、地籍調査の成果の修正申出書（様式第1号）を市長に提出し、現地の確認及び調査を受けるものとする。

2 前項の修正申出にあたっては、申出者は、修正にかかる確認や同意等に関し市に協力するものとする。

(申出内容の調査)

第5条 市は、前条の修正申出があったとき、次に掲げる書類等により、地籍調査の成果についての誤りの有無を調査するものとする。

- (1) 地籍調査以前の登記関係書類
- (2) 地籍調査実施当時の調査資料
- (3) 関係土地所有者等からの聞き取り

(修正申出等)

第6条 前条の調査の結果、地籍調査の成果に誤りがあったと認められ、かつ、地籍調査において市の瑕疵があったと認められる場合は、市は、登記所の登記官と「地籍調査の成果の誤り等の処理について」（昭和38年4月5日付け経済企画庁通達）に規定される手続での修正の可否について協議のうえ、これが可の場合は、登記所への修正申出の手続を行うものとする。

(費用負担)

第7条 前条の手続に要する費用については、全額市の負担において処理するものとする。

附 則

この告示は、令和6年7月1日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

香美市長 様

住 所
氏 名
連絡先
(代理人)

地 籍 調 査 成 果 の 修 正 申 出 書

下記土地について、地籍調査の成果の誤りを現地確認のうえ、修正されるよう申し出ます。

土地 の 表 示	所 在	香美市			
		地 目		地 積	m ²
	所有者	住 所			
		氏 名			
修正を求める 事 項					
修正を求める 理 由					
添 付 書 類 (申出を立証で きる資料等)					